

「障害者スポーツ文化センター」指定管理者評価一覧表

評価項目	採点								
【評価方法】 ・5段階評価とする。 ・評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・「3」を基準にし、さらに優れている場合は加点(最高「5」)し、劣っている場合はその度合いに応じ減点(最低「1」)する。 【配点方法】 ・各項目には重要度に応じて1～2倍の比重を設ける	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 F	委員 G	委員 H	
満点									
1 事業実績・運営実績(現指定期間)	10	10	10	10	6	10	7	6	10
2 運営方針等(両施設共通)	15	12	12	15	9	15	11	9	15
3 事業計画									
①【横浜ラポール】									
(1)スポーツ・レクリエーション事業	60	54	48	60	33	60	50	38	57
(2)文化事業	45	33	39	45	27	45	35	33	41
(3)横浜市障害者スポーツ大会(ハマピック)の開催及び全国障害者スポーツ大会横浜選手団派遣事	25	20	20	25	15	25	23	20	20
(4)聴覚障害者情報提供施設に係る事業	55	46	42	55	33	55	43	39	55
②【ラポール上大岡】									
(1)スポーツ・レクリエーション事業	30	21	24	30	18	30	24	18	27
(2)文化事業	30	21	24	30	18	30	24	21	27
4 両施設共通事業									
(1)スポーツ・レクリエーション事業	25	20	15	25	15	25	14	17	22
(2)文化事業	25	20	25	25	15	25	12	18	22
5 職員の配置・育成(両施設共通)	30	24	24	30	18	30	24	24	27
6 施設の維持管理(両施設共通)	20	16	19	20	12	20	16	13	18
7 その他の業務(両施設共通)	45	36	38	45	27	45	40	35	43
8 事業計画書・収支予算書等(両施設共通)	20	16	12	20	12	20	14	14	18
合 計		349	352	435	258	435	337	305	402

2873/3480点

【最低基準】

全項目の合計点が、総配点(3480点)の70%(2436点)以上とする。
 ただし、「3 事業計画」(245点)及び「4 両施設共通事業」(50点)の委員8人の合計点が、総配点(2360点)の75%(1770点)に満たさない場合は、選定しないこととする。